

エネルギー構造高度化に向けた廃棄物系バイオマスにおける
 熱利用の地域循環可能性調査事業
 プロポーザル審査/事業者選定における委員会の評価基準及び審査方法について

(目的)

第1 本規定は、エネルギー構造高度化に向けた廃棄物系バイオマスにおける熱利用の地域循環可能性調査事業において、プロポーザル方式で業務委託の相手方の特定を行うための評価基準及び審査方法並びにその他必要事項を定めるものである。

(評価基準)

第2 各委員会委員が、提出された企画提案書を採点する際の基準は、審査項目ごとに、下表に掲げる評価視点・点数配分により、別紙評価表をもって行うものとする。

基準	審査項目 (点数配分)	内容
提案内容	推進体制・事業実績 (15点、配点係数3)	本業務を推進するにあたって、必要な知見と実績を有しているか。一部業務の委託をする場合は委託先も含む。
	地域理解 (15点、配点係数3)	ニセコ町の自然的、社会的地域特性及び廃棄物処理/資源循環に係る町内環境(収集運搬・施設運営管理体制も含む)を理解した上で適切な提案がなされているか
	業務理解・実施内容 (30点、配点係数6)	実施方針、提案内容の的確性、具体性 特に実証方法の内容と成果物として提出される設計内容や項目について具体的に記載すること 許認可等が必要となる場合の対応方針
	関係法令・技術基準、許認可等への対応 (10点、配点係数2)	廃棄物に係る関係法令・処理施設基準等に精通し、国等との協議調整の実績を有しているか 実証実験等において必要とする各所への届出・許認可などの対応について知見を有しているか
	事業実施基準の妥当性 (10点、配点係数2)	実施内容や工程、冬期の積雪状況を加味し、適切なスケジュールが提案されているか
	調査結果のとりまとめ (10点、配点係数2)	想定する報告書やレポートのレイアウト等、わかりやすく整理される提案がなされているか
価格	見積り金額の妥当性 (10点、配点係数2)	見積り額の妥当性・適否を評価

※配点は、特に良い5点、良い4点、普通3点、やや劣る2点、劣る1点を基本とし、各審査項目に配分されている点数に応じて係数を乗じて算出する
 (例：点数配分が15点の審査項目で良いの場合：4点×3＝12点)

(審査方法)

- 第3 1 事務局は、企画提案書が提出された後、委員会委員に企画提案書を速やかに配布する。
- 2 各委員は、配布された企画提案書及びプレゼンテーション終了後、速やかに評価表を記入し、委員会当日に事務局へ提出する。
- 3 事務局は、各委員から提出された評価表のとりまとめ結果を報告する。
- 4 委員会は、評価結果において獲得した点数を参考に、総合的に判断し、最も適した事業者を選定し、順位を付ける。
- 5 プレゼンテーション及び委員会による審査は非公開とする。但し、選定され契約締結となった事業者の企画提案書については、特殊な知見・技術などの秘匿性・機密性の高いものや個人情報を除き、当該事業者の了解を得て、後日、公開することとする

(結果の通知)

- 第4 第3の結果を通知及び公表するときは、次により行う。
- (1) 結果の通知は、提案者全員に対し、速やかに通知する。
- (2) 結果の公表は、ニセコ町ホームページ掲載により行う。
- (3) 結果の公表内容は、選定された事業者及びその企画提案書（一部除く）とする